

○浜田市生活環境の保全に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第127号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市生活環境の保全に関する条例（平成17年浜田市条例第163号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(排出水の処理)

第2条 条例第10条の適切な措置とは、法的規制がかからない場合であっても、海洋及び河川等の浄化のため汚水処理設備の設置に努めることをいう。

(回収容器の適正な管理等)

第3条 条例第12条の適正な管理とは、常に空き容器を回収可能な状態に保ち、悪臭や害虫の発生を防止し、市の分別収集に協力することをいう。

2 回収容器の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 形状は、安定性があり、かつ、空き缶等を容易に投入できるものであること。

(公害防止)

第4条 条例第15条の適正な公害防止対策とは、法的規制がかからない場合であっても、地域住民に迷惑がかからないよう措置することをいう。

(飼い犬等の管理)

第5条 条例第16条の適正な管理とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 飼い犬等に基本的なしつけをすること。
- (2) 飼い犬等のふんにより、公共の場所又は他人の土地、建物若しくは工作物を汚した者は、直ちに清掃すること。
- (3) 飼い犬等の鳴き声、抜け毛、外部寄生虫及び悪臭で近隣住民に迷惑がかからないよう努めること。
- (4) 公共の場所において、飼い犬を綱又は鎖等をつなぎ、常に制御できるようにすること。
- (5) 公共の場所において飼い犬が運動するときは、ふんを回収するための用具を携行し、回収したふんを持ち帰って処理すること。

(生活環境保全推進員)

第6条 条例第20条に規定する生活環境保全推進員は、条例に基づいて住民を指導することができる。

(勧告書)

第7条 条例第23条第2項に規定する勧告は、勧告書(様式第1号)により行うものとする。

(意見を述べる機会の付与)

第8条 条例第23条第3項に規定する意見を述べる機会の付与については、浜田市行政手続条例(平成17年浜田市条例第19号。以下「手続条例」という。)第26条、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、手続条例第26条、第27条及び第28条中「市長等」とあるのは「市長」と、手続条例第26条、同条において準用する第24条第1項及び第3項並びに第28条中「不利益処分」とあるのは「公表」と、手続条例第27条及び第28条中「弁明書」とあるのは「意見書」と読み替えるものとする。

(公表)

第9条 条例第23条第3項に規定する公表は、浜田市公告式条例(平成17年浜田市条例第3号)の定める方法により、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 条例第23条第2項に規定する勧告に従わなかった者の住所及び氏名  
(事業者にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 勧告の内容及び勧告の理由

(身分証明書)

第10条 条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書は、環境立入調査員証(様式第2号)とする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。